

○議事日程

令和3年10月28日(木) 第5日

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 認定第 1号 令和2年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第3 認定第 2号 令和2年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第4 認定第 3号 令和2年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第5 認定第 4号 令和2年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第6 認定第 5号 令和2年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 認定第 6号 令和2年度岐南町水道事業会計決算の認定について
- 第8 認定第 7号 令和2年度岐南町下水道事業会計決算の認定について



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君



○欠席議員

なし

◇

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島英雄君
副町	長	坂口正君
教育	長	野原弘康君
会計管理	者	井上哲也君
総務部	長	傍島敬隆君
総合政策部	長	三輪学君
福祉部	長	小関久志君
土木部	長	安田悟君
住民部	長	堀場康伸君
総務課	長	記野雅之君
財政課	長	服部貴司君
総合政策課	長	摂田真広君

◇

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	朝倉修一
書	記	渡邊二志夫

◇

開議

午前10時 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

◇

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において10番
岩田晴義議員、1番 長谷川 淳議員の両名を指名します。

決算特別委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
認定第1号	令和2年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
認定第2号	令和2年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
認定第3号	令和2年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
認定第4号	令和2年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
認定第5号	令和2年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
認定第6号	令和2年度岐南町水道事業会計決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
認定第7号	令和2年度岐南町下水道事業会計決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの

令和3年10月28日

決算特別委員会委員長 櫻井 明

岐南町議会議長 松原浩二様



第2 認定第1号から第8 認定第7号

○議長（松原浩二君） 次に、日程第2、認定第1号から日程第8、認定第7号までの7案件を一括して議題とします。この7案件について、決算特別委員会における審査の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 櫻井 明議員。

○決算特別委員会委員長（櫻井 明君） 皆さん、おはようございます。少し長時間になりますので、マスクを取らせていただきます。

それでは始めます。今期定例会において、決算特別委員会に付託されました案件につきましては、去る10月14日と15日の2日間、委員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をここでご報告申し上げます。

最初に、認定第1号 令和2年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、各部ごとに関係した部分の質疑に入りました。

初めに、総務部、総合政策部及び住民部の歳入部分について質疑を行いました。

委員から、町たばこ税について、たばこの値上げや禁煙化が推進される中、税収が減少していった場合、この状況をどのように考えているのかとの問いに、理事者側か

ら、過去に何度も値上げ増税を繰り返しておりますが、税収への影響はございませんでしたので、現時点での税収の減少分を補うことは考えておりませんとの答弁がありました。

次に、委員から、臨時財政対策債を発行するに当たっての考えはとの問いに、理事者側から、元金と利子については、普通交付税で算入されるため、他の起債を借りるより優位である。そのため臨時財政対策債を限度額まで借り入れ、財政運営を図っておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、不納欠損額において現年課税分が発生する主な理由はとの問いに、理事者側から、不納欠損につきましては、地方税第18条の規定に基づいて徴収困難な案件について5年という期間を経て、通常は不納欠損しておりますが、行方不明で職権抹消された方、生活保護になった方は3年、外国人で年の途中で帰国された方は即時消滅ということで、すぐに不納欠損しておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、国庫支出金について収入未済額が計上されている理由はとの問いに、理事者側から、6月補正に岐南駅北踏切拡幅事業と小中学校の新型コロナウイルス感染症の対策備品合わせて3,710万円を繰越明許しておりますので、翌年度で歳入を受けるため収入未済額に計上しておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、ふるさと岐南応援寄附金決算額1億2,875万円に対する経費率と他市町村に寄附されている住民税相当額についての問いに、理事者側から、令和2年の寄附件数は7,320件あり、寄附金額は1億2,875万円でありました。寄附金に対する返礼品や事務の委託費等の経費といたしまして約6,286万円ほどかかっておりますので、経費率といたしましては48.79%でございます。また、他市町村に寄附されている住民税相当額3,899万8,000円でございますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、総務部、総合政策部及び住民部の歳出の質疑に入りました。

委員から、防犯カメラ等使用料がありますが、設置すると1基当たりどれくらい経費がかかるのかとの問いに、理事者側から、現在10基の中部電力の防犯カメラが中部電力の電柱に共架して設置してありますので、その分10基分の使用料として約150万円ほどかかっており、年々使用料が発生いたしますとの答弁がありました。

次に、委員から、自治会絆づくり交付金についての今後の方向はとの問いに、理事者側から、自治会の在り方検討会を自治会からの発案で組織し、9月30日に第1回を開催し、自治会絆づくり交付金についてを議題として協議しています。この検討会の中で今後の方向性を決めていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、岐阜川島線4市町支援補助金の按分率はとの問いに、理事者側から、この補助金については、岐阜市、各務原市、笠松町、岐南町で、岐阜川島線に関

する協定書を交わしており、走行距離の按分で負担割合が決まっております。岐南町の負担割合は30.08%であり、総額687万8,000円のうち206万9,000円を負担するものでございますとの答弁がありました。

次に、委員から、固定資産税の還付加算金が他の税目と比較して異常に高い、その理由はとの問いに、理事者側から、住宅用地の軽減漏れが2件あったため、遡って還付をしたため還付加算金が増えましたとの答弁がありました。

次に、委員から、岐南町の個人番号カード所有率が25.19%ですが、今後所有者を拡大していくためにどのような目標や取組を考えてみえるのかとの問いに、理事者側から、カード交付率が9月末で全国平均38.40%に対して、岐南町は36.96%であり、全国平均を少し下回っている状況でございます。今後は、国が掲げておりますほとんどの住民が令和4年度末にはカードを所有することを目標に、公共施設やスーパー等に出向いて出張申請を実施し、所有拡大に努めていきますとの答弁がありました。

次に、委員から、プラスチックなどのリサイクル品の業者からのキャッシュバックはどのくらいあるのかとの問いに、理事者側から、リサイクル品の収入については、古紙などとエコステーションでの売却収入は、回収リサイクル品売却収入として328万506円、またペットボトル、プラスチック製容器包装類の収入は、再商品化合理化拠出金として107万5,666円でございますとの答弁がありました。

次に、委員から、笠松競馬の馬糞埋立処理について、しばらく競馬場が開催していなかった期間があるが、今年度はどのようなようになるのかとの問いに、理事者側から、残厩馬がいますので、馬糞の処理はあります。処分費、環境保全負担金などについては全て競馬組合から処理手数料としていただきますので、町の一般財源の持ち出しは一切ありませんとの答弁がありました。

次に、委員から、徳田ねぎ振興補助金で10万円とあるが、誰にどんな活動に対して補助金を出しているのか、また生産目標はあるのかとの問いに、理事者側から、岐南ねぎ出荷組合に対して補助金を交付しています。PRも兼ね栽培方法の改善などを行う計画があり、生産維持のために活動を行っています。また、町として生産目標などの数値は持っていませんとの答弁がありました。

次に、委員から、一般的な雇用調整助成金については、国からの助成がされるが、雇用調整助成金上乗せ助成をしたのはどうしてかとの問いに、理事者側から、この雇用調整助成金の上乗せは、国の雇用調整助成金を10分の10受けられた事業所は除きますが、5分の4しか受けられなかった事業所に対して10分の1を助成するものです。なお、町助成の2分の1は県から助成を受けるものですとの答弁がありました。

次に、委員から、防災訓練が中止となり、町の備蓄品のアルファ米など賞味期限の

切れそうなものはどのようになったのかとの問いに、理事者側から、昨年度につきましては、アルファ米とクラッカー、ビスコにつきましては、町の社協と県の社協、フードバンクのほうへ提供しました。また一部アルファ米につきましては、学校給食で使用しています。水につきましては、期限の切れたものは毎年破棄をせず、手洗い水等として使用できますので、そちらのほうで使用するために保管していますとの答弁がありました。

次に、委員から、防災無線の代わりにLINEをやるという話が以前あったがどうなったのかとの問いに、理事者側から、今現在LINEのほうも発信しており、稼働中です。しかしながら、LINEの登録数が少ないこと、PR不足も否めないと思えますとの答弁がございました。

次に、委員から、校舎空調機器機能復旧工事の主な内訳についてはどの問いに、理事者側から、岐南中学校での空調は平成3年に導入した空調の経年劣化に加え、全館空調であったため、1つの教室を利用しているときでも全部の空調がついていました。令和元年から令和2年にかけて各教室でそれぞれ空調が入れたり切れたりするような設備を配置したことによる工事費となりますとの答弁がありました。

次に、委員から、小中学校に校務支援システムが3年ほど前から導入されている。今の状況がどうなのか、校務の支援が実現しているのかとの問いに、理事者側から、それぞれ精査をし、毎年ごとにバージョンアップしながら実施しているという現状があります。実際に出席簿と要録等を全てシステムで管理できていますとの答弁がありました。

また、委員から、学校給食について、現在1人1食当たり幾らくらいなのかとの問いに、理事者側から、食材費として、小学校は月額4,410円、中学校は月額5,040円、小学校で1食は235円、中学校では1食269円となっていますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、福祉部関係について質疑を行いました。

委員から、岐南町版フードバンクの創設補助金の内容についてはどのようなものかとの問いに、理事者側から、社会福祉協議会にて実施させていただいておりますが、コロナウイルスの関係で生活困窮者の方が増え、創設に必要な当初の食料及び備品等の補助金となりますとの答弁がありました。

次に、委員から、やすらぎ苑の冷暖房保守点検委託料は、他の西老人福祉センターとか老人福祉センターに比べると金額が高い、その理由はどの問いに、理事者側から、やすらぎ苑につきましては、他の2施設と比べても規模的にも大きいことと、3施設とも建築以来20年以上たっていますので、それに伴う修繕等が増えているためと推察していますとの答弁がありました。

次に、委員から、学童保育運営費について、当初予算額の金額に加え、補正予算で増額、予備費も増額しています。しかし、最終結果、不用額が予備費よりも多くなったのはどういう理由ですかとの問いに、理事者側から、障害児学童保育運営委託料で、長期休業日の日数が減ったこと、及び土曜日の利用がなかったことにより不用額が発生していますとの答弁がありました。

次に、委員から、保育所総務費の負担金補助及び交付金、施設型給付費負担金等について、それぞれ園に交付されているのか、あるいは社会福祉法人にまとめて配られているのかとの問いに、理事者側から、支払い先は社会福祉法人に払いますが、何々園分として払いますので、各園のお金は分かっていますとの答弁がありました。

また、委員から、各園の施設の経営状況を把握しているのかとの問いに、理事者側から、各保育園の運営状況につきましては、県による監査の際、町の職員も立ち会い、保育の状況について適切な運営を実施していることを確認させていただいていますとの答弁がありました。

次に、委員から、岐南町社会福祉協議会運営補助について、これはどういう性質のものなのかとの問いに、理事者側から、社会福祉協議会の中の事務職員人件費及びボランティア関連の補助金、ボランティア保険等が含まれるものですとの答弁がありました。

次に、委員から、障害者福祉事務経費の委託料について、例えば相談事業を委託していただいたこの施設と岐南町の職員がどのようなつながりを持っているのかとの問いに、理事者側から、相談業務におきましては、月ごとにどのような内容の相談があったのか報告していただいています。また、町として何か対応することが必要な場合は対応させていただいております。情報共有も含めてつながっているものと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、現在すこやかセンターは北学童と子育てサロンで利用している状況ですが、以前に屋根の修理を行い、10年は使えるとのこと、今回駐車場整備を行い、この後10年の利用方法、今後の活用の考えなどはとの問いに、理事者側から、北学童保育の実施については、将来的に小学校の敷地内で学童保育を実施できるように、現在教育委員会や関係機関と協議を進めている最中です。もし、移転された後の空きスペースの利用につきましては、現在も子育てに関する内容の相談だとか、子育て世代間における交流の場として有効に活用しておりますので、継続利用していく予定をしていますとの答弁がありました。

また、委員から、母子保健事業は町で行っており、必ず受けなくてはいけないというものですが、それが新型コロナによって受けることができなかった人がいたのかは

きちんと把握されているのかとの問いに、理事者側から新型コロナの状況でも健診機会をなくさないために、感染予防対策をしながら継続して実施いたしておりますとの答弁がありました。

また、委員から、乳児育児用品購入費助成金について、これはどのような内容のものを購入するに当たっての助成金なのかとの問いに、理事者側から、子育てを推進する町ということで、子育て世代の家庭において経済的にも心理的にも様々な負担がございますので、経済的に負担感を軽減するという主旨で、1歳未満の乳児のおむつや乳児用体温計等の購入費用に対して1万円を限度に補助するものですとの答弁がありました。

その他の質疑の後に、土木部関係について質疑を行いました。

委員から、町は国の指定した都市公園の面積に達していないので、今後増やしていく考えはあるのかとの問いに、理事者側から、新たに用地を取得して公園を造るという計画は現在ありませんが、運動広場という位置づけで自治会より要請があったところについて、その用地が自治会で確保できるのであれば、住民1人当たりの公園・緑地面積が決まっていますので、その目標に向かって整備を進めていきたい考えでありますとの答弁がありました。

次に、委員から、都市公園管理委託料とはどういったものを管理という業務で委託しているのかとの問いに、理事者側から、町内にあります都市公園の管理に当たり、除草やトイレ清掃等の軽微な作業から、園内にあります中高木の剪定や、防除作業までの業務管理をお願いしているものですとの答弁がありました。

次に、委員から、交通安全対策について、ハード面での施設整備も必要ではあると思うのですが、ソフト面についての考えはどのようなものかとの問いに、理事者側から、新1年生等に黄色の安全帽を配布したり、交通安全協会岐南支部等にご協力をお願いし、登下校時での子供の見守りや、春、秋、夏、年末の交通安全週間時に街頭指導の活動支援をいたしております。また、岐阜羽島警察署の交通課長をお招きし、高齢者運転教室にて交通安全教育を行うことで、ソフト面の対策を実施しておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、道路橋梁維持費の需用費は何に使われたのかとの問いに、理事者側から、主に光熱水費として町内2,170か所ある防犯灯及びナトリウム灯の照明に係る電気料に支出しておりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ賛成全員で、原案どおり認定いたしました。

次に、認定第2号 令和2年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし質疑に入りました。

初めに、委員から、特定健診受診啓発CM制作について、これは玄関先で流すだけで、他に活用法を考えられているのかとの問いに、理事者側から、この特定健診の受診啓発につきましては、令和2年度の間は正面玄関と公民館で活用させていただきました。また、現在も役場正面玄関にて流しております。今後は他の課のほうでYouTube等を計画していますので、それらに載せられないか検討しているところですのでの答弁がありました。

次に、委員から、基金積立てについて、予算額と決算額でここまで差額があった原因は何かとの問いに、理事者側から、基金の積立ての目的は県に納めるこの事業費の負担金が不足したときのためで、1か月分の金額を目安にして積み立てています。既に充足しておりますので、予算上は1億円ほど計上しておりますが、実際の積立ては利子分のみで運用させていただいていますとの答弁がありました。

次に、委員から、国民健康保険に対する応能応益の平等、均等、資産割はどのようになっているのかとの問いに、理事者側から、令和2年度について、応能については所得割と資産割がありまして、11.5%が所得割で資産割はありません。応益については均等割と平等割がありまして、均等割は1世帯5万円で、平等割は3万4,000円となっていますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定といたしました。

次に、認定第3号 令和2年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし質疑に入りました。

初めに、委員から、コロナ減免があったと思いますが、減免された方が何人ぐらいで、その金額はどの問いに、理事者側から、申請人数につきましては、基準に該当された方が38名申請されました。減免の総額は217万5,928円となりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定といたしました。

次に、認定第4号 令和2年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定といたしました。

次に、認定第5号 令和2年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし質疑に入りました。

初めに、委員から、中学校部活動社会人指導者謝礼について、指導者と指導員とあり、顧問の先生とは違うという仕組みの中で、今後どのように確保していくのかとの問いに、理事者側から、学校にも働きかけていますし、保護者育成会にも声をかけています。今後ですが、町のスポーツ推進委員やスポーツ少年団の指導員などにも声を

かけていただき、生徒たちが十分に部活動ができるよう考えていますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定といたしました。

次に、認定第6号 令和2年度岐南町水道事業会計決算の認定についてを議題とし質疑に入りました。

初めに、委員から、支払いしていただいていない部分に対してどのように対応されているのかとの問いに対し、理事者側から、納期限に納めていただけない場合には督促状を発送しまして、それでも納期限に納めていただけない場合につきましては、より強い催促状を発送します。料金が納まらない場合、給水停止予告書を発送します。それでも納めていただけない場合は給水停止の決定通知書を現地で手渡ししておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、和歌山県で大規模な断水があったが、町でもそのような箇所があるのか、仮にそのような大規模な断水が岐南町であった場合ではどのような対応をされるのかとの問いに、理事者側から、町は河川がありませんし、和歌山県のように水管橋也没有ありません。橋に添架されています水道管が破損した場合につきましては、全てループになっておりますので、その破損した時点で水圧は一時落ちますけれども、すぐに仕切り弁を閉めますので、水圧については問題ありません。復旧につきましても、材料の手配などがありますが、仮設管を組みまして早期に水道を引くことができますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定といたしました。

次に、認定第7号 令和2年度岐南町下水道事業会計決算の認定についてを議題とし質疑に入りました。

初めに、委員から、一般財源から繰り入れがされていると思いますけれども、受益者負担の観点からこれはどういうことなのかとの問いに、理事者側から、令和2年度の当年度純利益につきましては、収益から費用を差し引いて1億7,000万円の利益が出ておりますが、収益のうち2億4,000万円は一般会計からの補助金で賄われており、令和7年から人口も減少すると見込んでおりますので、財源の確保が必要と考えておりますとの答弁がありました。

また、委員から、下水道整備を今後どのように進めていくのかとの問いに、理事者側から、令和2年度末の整備面積は全体計画面積759ヘクタールのうち687.5ヘクタール、整備率は90.6%となっております。残り71.5ヘクタールにつきましては、順次整備を実施していきますとの答弁がありました。

次に、委員から、これだけ構築物でも90億円ほど資産があり、額も大きいので、こ

ういったものに対応する修繕引当金の設定がないのはどうしてかとの問いに、理事者側から、修繕引当金につきましては、大規模な修繕を予定しておりませんので、引当金として計上するまではしておりませんとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり認定いたしました。
以上で報告を終わります。

○議長（松原浩二君） 以上で委員長報告が終わりました。

お諮りします。本来であれば、順次委員長報告に対する質疑、討論、採決を行うわけですが、この決算特別委員会の委員は、監査委員を除く全議員であることから、委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

最初に、認定第1号について討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第1号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第1号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、認定第1号 令和2年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号について討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決します。認定第2号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第2号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、認定第2号 令和2年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号について討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより採決します。認定第3号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第3号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、認定第3号 令和2年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。
次に、認定第4号について討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。認定第4号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第4号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、認定第4号 令和2年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号について討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。認定第5号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第5号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、認定第5号 令和2年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号について討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。認定第6号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第6号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、認定第6号 令和2年度岐南町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第7号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第7号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、認定第7号 令和2年度岐南町下水道事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

—————◇—————

閉議閉会

○議長(松原浩二君) 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議はこれをもって閉じ、2021年(令和3年)第3回定例会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原浩二

岐南町議会議員

岩田晴義

岐南町議会議員

長谷川 淳

